

年金 1 (問題)

問題 1. 次の各問に答えよ。(15 点) (解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと)

(1) 次の適格退職年金契約における「他社勤務期間の通算及び掛金等の負担方法」に関する記述について空欄を埋めよ。

- ・ 共同委託（結合）契約の場合の通常掛金等は、
 - (イ) 加入者別に掛金率（額）が定められている場合には、それぞれの法人について計算された額
 - (ロ) (イ)以外の場合には、年金規程等の共通の掛金率（額）のいずれかの方法により負担する。
- ・ 共同委託（結合）契約の場合の過去勤務債務等に係る掛金等は、
 - (イ) 負担区分の算定時点におけるそれぞれの加入者の 又はこれに類するものの比
 - (ロ) 負担区分の算定時点におけるそれぞれの加入者の の比又は加入者の と との相乗積の比
 - (ハ) その他合理的な方法のうち、最も合理的であると認められる方法により負担する。ただし、事業主の からみて合理的であると認められるときは、共通の掛金率（額）によることもできる。
- ・ 法人の合併があった場合には、被合併法人における勤務期間を通算することができる。ただし、原則として被合併法人における退職金および退職年金が されていないときに限る。この場合において、年金規程等に被合併法人における勤続期間の通算条項を設けることに留意する。

(2) 次の特例適格退職年金契約の適格要件（抜粋）について空欄を埋めよ。

- ・ 加入者数は 500 人未満であること。ただし、共同委託（結合）契約においては加入者数が 、かつ、いずれの法人の加入者数も 500 人未満であること。
- ・ 年金の給付水準は の の 30%相当額以上であること。
- ・ 年金の受給資格の取得期間は加入（勤続）期間 であること。
- ・ 年金の支給期間は終身となっていること。年金の一部を終身年金としない場合、終身年金の は年金全体の の 2分の1以上であること。

(3) 適格退職年金契約における年金規程の施行日等の記述について空欄を埋めよ。

- ・ 適格退職年金契約の年金規程の施行日（変更日）は、年金規程の施行日又は前回の変更日から 1 年を経過する日までの間は次に掲げる場合（抜粋）を除き、制度（年金規程）の変更を行わない。
また、ここでいう前回の変更には、次に掲げる場合（抜粋）を含まないものと

する。

- (ア) 再計算（再計算に併せて行う変更を含む。）に伴う年金規程の変更があったとき及び を使用する契約で を使用しない契約において当該契約締結の時から の一定期間ごとの対応日から6ヵ月以内に年金規程の変更があったとき。
- (イ) 給料又は賃金等の体系に変更があったことに伴い の算定の基礎となる基準給与を変更したとき。
- (ウ) 給付の増額等に係る変更時期を により変更したとき。

問題2. 適格退職年金契約における自主審査要領では基礎率の算定方法について定めている。次の基礎率について、その算定方法について簡記せよ。（15点）

- (1) 予定昇給率
- (2) 数理計算上の定年
- (3) 予定利率

問題3. 次の設例に基づき下記の設問に答えよ。(30点)

A株式会社(退職金制度の一部を適格退職年金制度に移行している)においては、平成10年6月16日に企業会計審議会が公表した退職給付に係る会計基準(以下、「新会計基準」という。)の導入に伴い、企業の貸借対照表上に多額の退職給付債務の未積立債務が計上されることになる予定である。A株式会社としてはその債務額を新会計基準が適用される会計年度までに減少させるため、退職金制度および適格退職年金制度の合理化を考えている。なお、A株式会社の会社概要及び現在の退職金制度並びに適格退職年金制度の概要は下記のとおりである。

<会社概要>

- 従業員数 : 420人(人員構成表参照)
- 定年年齢 : 60歳
- 会社決算日 : 3月31日

<平成11年3月31日現在の人員構成>

勤続年数	年齢				合計
	～29歳	30～39	40～49	50歳～	
1年未満	9	-	-	1	10
1年以上2年未満	12	1	-	2	15
2年以上3年未満	18	1	1	-	20
3年以上10年未満	55	20	5	-	80
10年以上20年未満	-	77	10	13	100
20年以上30年未満	-	-	60	40	100
30年以上	-	-	11	84	95
合計	94	99	87	140	420

<退職金制度の概要>

- 退職金は、勤続3年以上の従業員が退職又は死亡したときに支給する。退職金の金額は、退職又は死亡時の基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額とする。

<適格退職年金制度の概要>

- 加入資格：全従業員(即時加入)
- 一時金受給資格：勤続3年以上の定年退職
- 年金受給資格：勤続20年以上の定年退職
- 年金支給期間：即時支給の10年確定年金
- 退職金との関係：退職金の定年のみ50%移行。
- 予定利率=5.5%
- 年金換算率=7.0% (年金換算率とは、一時金原資(支給率)を保証期

間の年金給付率（支給率）に換算するとき使用する利率）

- 過去勤務債務の償却方法：給与に対する一定割合
- 過去勤務債務の償却割合：年 10%
- 財政決算日：3月 31日
- 平成 11年 3月 31日現在の貸借対照表及び損益計算書は下記のとおり。

貸借対照表

(平成 11年 3月 31日現在)

		(単位：百万円)	
借 方		貸 方	
年金資産	200	責任準備金	550
過去勤務債務	350		
	550		550

損益計算書

(平成 10年 4月 1日～平成 11年 3月 31日)

		(単位：百万円)	
借 方		貸 方	
年金給付費	0	通常掛金等	15
一時金給付費	70	過去勤務債務等に係る掛金等	25
		運用収益	5
前年度過去勤務債務	340	当年度過去勤務債務	350
当年度責任準備金	550	前年度責任準備金	565
	960		960

設問 A株式会社の退職金制度および適格退職年金制度の合理化策としてどういったことが考えられるか。合理化策とそれについての問題点および留意すべき事項等について、アクチュアリーとしてどのようにアドバイスすべきかを述べよ。

問題 4. 以下の設問に答えよ。(40 点)

(1) 適格退職年金制度における年金給付にかかる次の項目について簡記せよ。

- ① 受給資格
- ② 支給開始年齢
- ③ 支給期間
- ④ 税制

(2) 適格退職年金制度における年金給付を老後の所得保障の一環と考えたとき、来るべき高齢社会に向けて適格退職年金制度における年金給付はどうあるべきかについて、所見を述べよ。

年金 1 模範解答

本解答において、自主審査要領からの引用については、平成 11 年 12 月の改訂前の自主審査要領に依っている。

問題 1

(1)	①	責任準備金
	②	勤続(加入)期間
	③	給与
	④	人員構成等
	⑤	清算支給
(2)	⑥	800 人未満
	⑦	老齢厚生年金
	⑧	報酬比例部分
	⑨	20 年以下
	⑩	年金現価額
(3)	⑪	経験予定脱退率
	⑫	予定昇給率
	⑬	5 年以内
	⑭	掛金等の額及び給付額
	⑮	労働組合との協定

問題 2

(1) 予定昇給率

- 予定昇給率は、算定の日現在の実績による年齢別平均給与又は年齢勤続別平均給与により算出する。ただし、必要に応じて合理的な方法により将来の給与水準の変動を見込むことができるものとする。
- 予定昇給率の算定基準日は、原則として次のとおりとする。
 - (イ) 再計算日（再計算と同時に年金規程を変更する場合を含む。）の場合
再計算日。ただし、昇給率に大幅な変動が認められるときは再計算日前6カ月以内の日を算定基準日とすることができる。
 - (ロ) (イ)以外の場合
年金規程の施行日若しくは変更日又はこれらの日前6カ月以内の日
- 予定昇給率は、次回の再計算時まで変更しないものとする。ただし、次に掲げる場合には昇給率の見直しを行い、必要があると認められるときは変更するものとする。
 - (イ) 合併又は共同委託（結合）契約への変更（共同委託者の追加を含む。）等により、加入者数が30%以上増減したとき。
 - (ロ) 加入資格又は定年年齢が変更されたとき（加入資格の変更又は定年年齢の変更に対応する年齢の予定昇給率のみを変更するときを含む。）
 - (ハ) 基準給与としている給与の体系が変更されたとき。

(2) 数理計算上の定年

- 定年制のある場合は、その定年年齢を数理計算上の定年とする。ただし、定年延長規定があり延長後の特定の年齢が実質的な定年と認められる場合には、当該年齢を数理計算上の定年とすることができる。

- 定年制のない場合は、通常退職年齢（55 歳以上 65 歳以下）を数理計算上の定年とする。

(3) 予定利率

- 予定利率は、法人税法第 39 条第 3 項に規定する基準利率以上で設定する必要がある。
- 予定利率は、回目の再計算時まで変更することができない。なお、再計算日において予定利率が基準利率を下回る場合には基準利率以上に変更する必要がある。

問題 3

ポイントは以下のとおり。

与えられた条件から推測されることは、

- (1) 最近の採用数が減少していること。
- (2) 50 歳以上の従業員の比率が比較的高い（全体の 3 分の 1）
- (3) 50 歳以上の従業員の勤続年数が比較的長い。
- (4) 年金換算率が 7 % と高く、年金選択の方が有利であるにもかかわらず年金受給者がいない。
- (5) 掛金収入に対して一時金給付額の方が多い。（掛金額＝40 百万円、一時金給付額＝70 百万円）併せて、運用収益が 5 百万円で年金資産の取り崩しが生じている。
- (6) 利差損および数理的差損（脱退差または昇給差等）が発生している。（数理的差損については、ファクターの公式等から判定できる）
等。

以上を踏まえて、企業の退職給付債務の減少させるための方策としてアドバイスするポイントは次のようなことが考えられる。

- (1) 退職金制度の見直しを図ることが必要である。たとえば、将来の退職金給付の伸びを抑えるため、現在の給与比例制度からポイント制の退職金制度に変更することを検討すべきである。

- (2) 併せて、退職金給付の減額を検討し、減額部分に見合う部分で前払い給与や、現在導入が検討されている確定拠出制度についても検討すべきである。これらの変更については労使間での十分な話し合いが必要である。
- (3) 適格退職年金制度の未積立債務額を圧縮するため、
- ① 予定利率の引き下げによる掛金額の増加を図る。また、年金換算率の引き下げに伴う年金給付率を引き下げることによって適格退職年金制度の退職給付債務を減少させる
 - ② 償却割合の引き上げ、(退職給付債務に対する)年金資産の積立水準を引き上げる
 - ③ 移行割合を引き上げ、(退職給付債務に対する)年金資産の積立水準を増加させる
- 等の制度変更を考える。

以上のような点について、退職金制度および適格退職年金制度における合理化策とそれについての問題点が整理されており、主義主張が一貫していることが必要である。

問題 4

- (1) 本問は(2)の導入問題として出題したものであり、知識を問う問題である。
- ① 受給資格
年金給付の受給資格は、次に掲げる要件のいずれかを満たしていることを要する。ただし、遺族年金及び傷病退職による年金給付については、この限りでない。
イ 勤続期間 20 年以上であること。この場合、受給資格が加入期間で決定されているときは、勤続期間が 20 年以上となるべき加入期間をもって受給資格を判定することに留意する。
ロ 年金の支給開始時の年齢が 45 歳以上であること。

② 支給開始年齢

退職を事由に支給するが、受給資格が 20 年未満の場合は 45 歳以上とする。

③ 支給期間

少なくとも 5 年以上とする。

④ 税制

雑所得となる。遺族年金は相続税の対象となる。ただし、公的年金等の控除を受ける。

- (2) 本問は適格退職年金制度からの年金給付が受給者にとってどのような位置付けになっているのか、また、その現状を考えた場合、あるべき姿はどうかを論述してもらったものであった。解答としては自由な発想のもとに論述していただきかったが、あまりなじみがなかった問題なのか、論点が絞りきれていないようであった。解答の一例として、(1)の設問にポイントを絞った場合の論点を記載するが、これらのポイントについての記載が無くとも各自の所見が整理されて述べられていれば良い。

- 現在の適格退職年金制度における年金給付の受給資格は、年齢制限を持たない勤続年数のみで与えられている場合が多い。(たとえば勤続 20 年以上の退職者に年金を即時支給する) そのため、若齢者にも年金給付が与えられるため、そのほとんどが一時金を選択している。これでは年金制度の意味がない。
- 支給期間はそのほとんどが有期年金である。したがって、老後保障の観点から見れば、意味をなさない。
- 税制も、雑所得であり退職一時金の退職所得と比較して優遇されていない。

等の観点から、適格退職年金制度の年金給付のあるべき姿を論じる。

以上